

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国は、生活環境の向上や医療技術の進歩などにより、平均寿命*は男女ともに延伸し、世界有数の長寿国となっています。その一方で、出生率の低下や高齢化率の上昇により少子高齢化が進んでいます。また、この急速な高齢化の進展や不規則な食生活や運動不足などによる生活習慣の変化などにより、がんや循環器疾患などの生活習慣病の割合が増加するなど疾病構造も変化してきています。

さらには、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化などによる健康格差も新たな課題として加わりました。

今後、人生100年時代を迎える中、社会が多様化・複雑化していく状況において、誰もがより元気で暮らしていくことができるよう、妊娠期から高齢期まで各世代のライフステージに応じた健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

国は、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を平成12年度から開始し、平成25年度から令和4年度にかけては「21世紀における第二次国民健康づくり運動」（第二次健康日本21）を推進、令和5年5月には、「21世紀における第三次国民健康づくり運動」（第三次健康日本21）の方向性を示しました。

新潟県においては、国の「健康日本21」を受け、令和7年4月に「健康にいがた21（第4次）」、「新潟県歯科保健医療計画（第6次）」、「第4次新潟県食育推進計画」、「新潟県がん対策推進計画（第4次）」を策定し、県民の健康寿命*が延伸し、すべての世代が生き生きと暮らせる「健康立県」の実現を目標に、県民の健康の増進を総合的に推進しています。

(2) 計画策定の趣旨

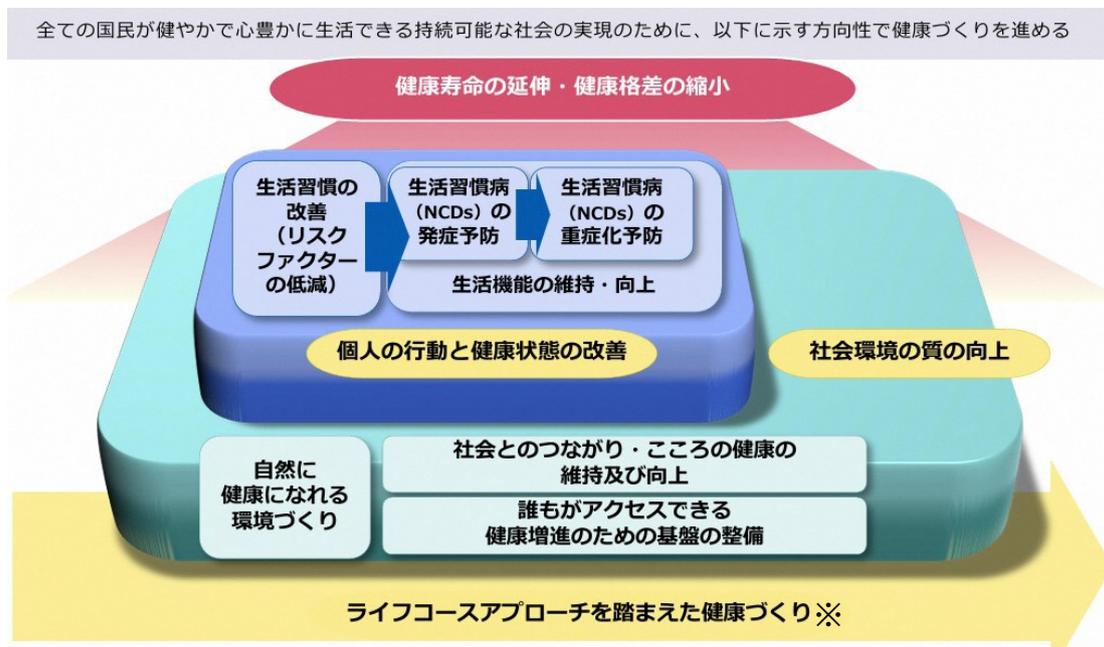
本市は、平成17年度の合併以降、「胎内市健康増進計画 健康たいない21」に基づき、「健康寿命の延伸」に向けた様々な取組を行ってきました。

この度、令和8年3月末に「胎内市健康増進計画 健康たいない21（第3次）」及び「第3次胎内市歯科保健計画（健口たいないワッハッ歯プラン）」が5年間の計画期間を終了するにあたり、これまでの計画の成果と反省を踏まえ、さらなる取組の充実や社会環境の変化など新たな課題等に対応するため、「胎内市健康増進計画 健康たいない21（第4次）」を策定します。

この計画は、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、市民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができ、『その人らしい豊かな人生』を過ごすことができるよう、市民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針かつ行動計画を示すものとなります。

なお、「健康たいない 21（第4次）」は、これまで独立計画であった「胎内市歯科保健計画」を包含し、新しい型で「健康たいない 21（第4次）」を策定します。計画の包含により、市民の健康づくりを一体的にかつ相互に連携を図り、さらに充実した健康づくりができるよう推進していきます。

【国の健康日本 21（第三次）の概念図】



※ ライフコースアプローチとは、各ライフステージを対象にした対策にとどまらず幼児期から高齢期に至るまで人の一生を通して継続した対策を講じることを意味します。

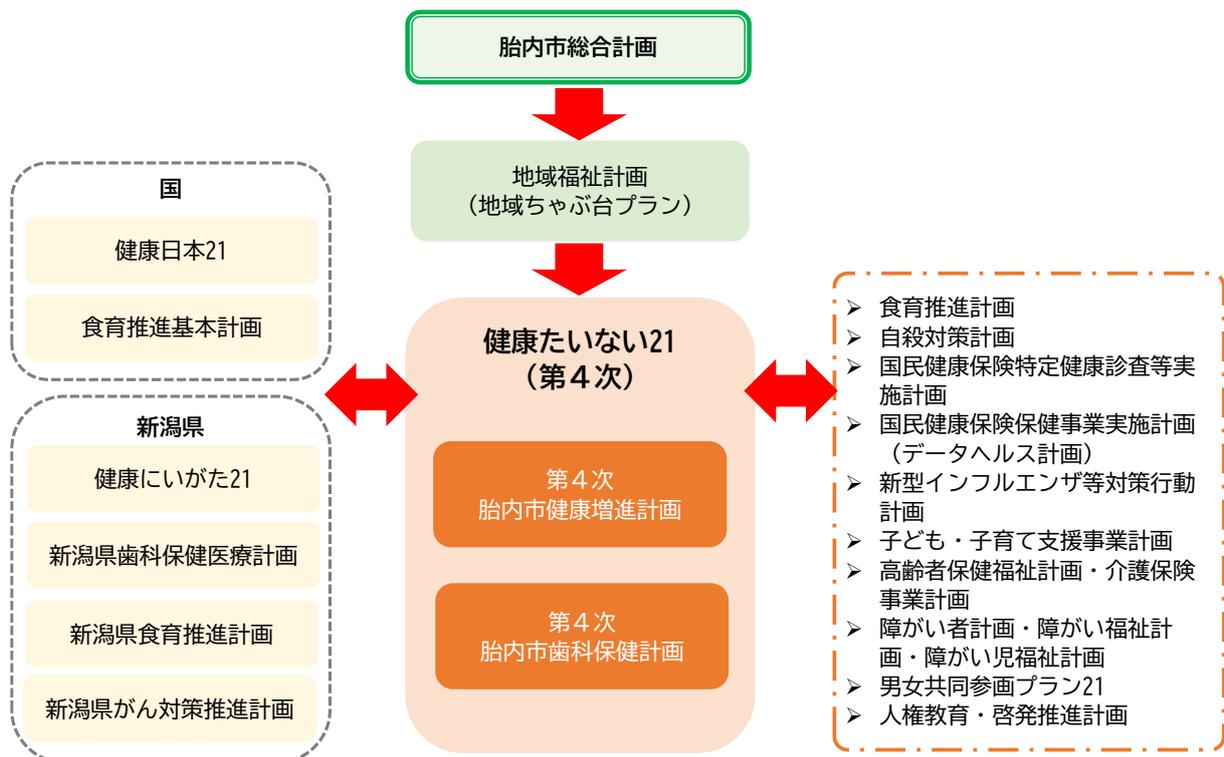
2 計画の期間

本計画の計画期間は、国の「健康日本 21（第三次）」との整合を図り、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、計画の進捗や国の動向、社会情勢等の変化等に対応するため、原則として計画の中間年（令和12年度）を目途に見直しを行うこととします。

令和3年度 ～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
健康たいない21 (第3次)	健康たいない21（第4次） 第4次 胎内市健康増進計画 第4次 胎内市歯科保健計画 （健口たいないワッハッ歯プラン）									
第3次胎内市 歯科保健計画(健口たいない ワッハッ歯プラン)										
評価・ 見直し	※必要に応じて見直し									評価・ 見直し

3 計画の位置づけ

「健康たいない 21（第4次）」（以降、本計画という。）は、長期的な展望に基づき、本市のまちづくりの将来目標を示す市政の最も基本となる「総合計画」や国・県の関連法や計画との整合を図り、「地域福祉計画（地域ちやぶ台プラン）」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」、「国民健康保険特定健康診査等実施計画」、「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」、「新型インフルエンザ等対策行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「男女共同参画プラン21」、「人権教育・啓発推進計画」と整合を図りながら策定するものです。



4 本計画とSDGsとの関係

SDGsとは国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称で、「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するため、国連に加盟する全ての国が達成する目標として、17のゴール（目標）が定められています。

SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方は、住民の主体的な健康づくりを地域全体で支え、誰もが健康で互いに支え合いながら生き生きと暮らせるまちを目指す本計画の基本理念と一致するものです。

本市においても、SDGsの視点を踏まえ、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」などの目標達成に資する施策を推進していきます。



出典：国際連合広報センター

SDGsのうち、本計画に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

目標 (GOALS)	目標到達に向けた取組の方向性
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進します。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にします。安全かつ環境に配慮した公共スペースをつくることを目指します。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するために実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ（地球規模の協力関係）を活性化します。</p>